

# 自由同和

大阪版

- 運動スローガン  
 1. 自由な論議の場を!  
 2. 行政の主体性の確立  
 3. エセ同和行為の排除

No.374

2018年(平成30年)4月25日発行

発行所: 自由同和会大阪府本部事務局  
堺市堺区宿屋町西1丁1号22号 三恵ビル3F  
電話 (072)224-1111発行人: 本多孝義  
定価一部500円 年額6000円(送料込み)  
振込: 三菱UFJ銀行堺支店(普通)0016138

ホームページ▶http://jiyudowa-osaka.org/

記念講演	場日	自由同和会第33回全国大会
テーマ: 「人権教育・啓発の今日の課題」	日程	平成30年5月23日(水)午後2時~4時
一同和問題をどのように取り上げるべきか	時間	午後2時~4時
(電話)	東京都千代田区永田町1-11-23	03-3381-6211
京都産業大学文化芸術学部教授 藤本昌久	主催	自由民主党本部

## 中央本部理事会 4月6日開催 第33回全国大会日程決定



中央本部理事会が4月6日(金)大阪ガーデンパレスに於いて開催され、第33回全国大会日程が5月23日(水)に決定されました。



自由同和会近畿ブロック・近畿経済商工連合会、平成30年度第一回の理事会を大阪ガーデンパレスにて午後3時より開催されました。

前会長・理事長の上田藤兵衛(京都府本部会長)に、新旧交代の敬意を表し、阪本孝義会長・理事長より握手を求められ和やかに引き継がれました。

## 平成30年度第一回の理事会開催 近畿経済商工連合会

### 平成30年度要望書への大阪市の回答(抜粋)

1 吉村洋文市長の同和問題早期解決に向けた決意を明らかにされた。市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 吉村洋文市長の決意表明

同和問題に関して、差別投書やインターネット上で差別的な書き込みなど、悪質な差別事象が生じており、市民謝罪金の結果を見て、締結や住宅の選択に際して忌避意識が依然として残っています。

本市としても、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題をはじめとする、さまざまな人権問題の解決に向け、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政 推進計画~人権ナビゲーション~」に基づき人権啓発・教育や相談など、さまざまな取組みを推進しています。

また、平成28(2016)年12月16日に「部落差別解消法」が公布施行されたところであり、国や大阪府と連携しながら、今後も引き続き、同和問題の早期解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

2 (1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立により新たな施策は講じられるのが、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

本市においては、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしており、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」「大阪市人権行政推進計画~人権ナビゲーション~」に基づき、さまざまな取組みを進めているところです。

平成28(2016)年12月10日に「部落差別解消法」が公布施行されました。本市としても、引き続き日々大阪府と連携しながら、同和問題の早期解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

2 (2) 去年度、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行により新たな施策は講じられるのが、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

本市においては、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざしており、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」「大阪市人権行政推進計画~人権ナビゲーション~」に基づき、さまざまな取組みを進めているところです。

平成28(2016)年12月10日に「部落差別解消法」が公布施行されました。本市としても、引き続き日々大阪府と連携しながら、同和問題の早期解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

2 (3) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行により新たな施策は講じられるのが、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

図に對しては、「人権教育及び人権啓發の推進に関する法律」「人権教育・啓發に関する基本計画」に基づき、着実かつ効率的な人権教育・啓發の推進。」「人権教育・啓發事業の実施に支援・出ないよう地方公共団体に対する財政支援のより一層の充実」及び「児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、二どものいじめや女性への暴力等のほか、インターネット等を使用したいじめの根絶や地区の情報の発布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの人権侵害行為」を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権教育等に関する法制度の早急確立などを大阪府や大阪府市長会等と連携し、実現してまいります。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、同法に基づく自らの施策等について、国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策(相談体制の充実・教員・啓發・相談・部落差別の実態にかかる調査)の内容の早急な指示とともに、各学校団体が実施を実施するため必要な財政措置についても要望を行っています。

2 (4) 「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条に述べられている実態調査の実施に求めるところは、地方公共団体が把握している部落差別の件数とその内容を国としてまとめることである。その観点の下、平成28年度に発生し、大阪市・大阪市教委会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。また、国の機関である法務省とどの様に連携が行われているか明らかにされたい。

市民局 人権啓發・相談センター 教育委員会事務局 指導課 教育活動支援担当

大阪府が把握している平成28(2016)年度の差別事象は65件で、その内、同和問題に関する事象は29件、民族に関する事象は27件、障がい者に関する事象、その他4件となっています。

同和問題に関する29件の内訳は、落書きが18件、電話が5件、発言が2件、ビラが3件、貼紙が1件となっていました。

このような事象は、今なお頻繁に存在する見解や差別意識、尼瀬意識によるものであり、差別事象発生の状況を分析し、今後の課題を検討することが、啓発を進めていく上で非常に重要であると認識しています。

また、法務省に対して、部落差別事象をはじめとする人権侵害事象について案件に応じて柔軟に相談に乗っておりとともに、必要に応じて法務局や大阪府と人権侵害事象への対応について協議を行なうなどとされています。

教育委員会が把握しております。各学校団体における平成28(2016)年度の同和問題に関する差別事象は、2件でござります。いずれも児童生徒の同和問題に関する十分な理解がない中の事象であり、各学校団体におきましては、こうした事象をきっかけとして、教職員による共感理解、学級・学年の子どもたちへの指導等、適切に対応し、同和問題に対する理解の先と人権尊重の精神の醸造に努めているところでござります。

また、平成28(2016)年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行され、法務省及び文部科学省より通知があり、これを受けまして、教育委員会としましても各学校団体に法律公布・施行の周知を図るよう、通知いたしました。今後も匡からの指導・助言等に基づきながら、部落差別の実態にかかる調査、部落差別の解消に向けた教育及び啓發を進めてまいります。

2 (5) 「大阪市人権行政推進計画」の推進状況を明らかにされたい。また、難民の認知状況についても明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 市民局 人権啓發・相談センター

本市が市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる「国際標準都市大阪」を目指して、平成21(2009)年3月に「大阪市人権行政推進計画~人権ナビゲーション~」を策定しました。

本計画では、日常生活でもなるべく多くの深い裏を走らせる様子に気付いて、標準(人権の掲げ! 100%)、追しのペー(「人権が尊重されるまち」指標)、エンジン(人権教育・啓發)、エアバッジ(人権相談・教諭)とし、この4つの柱立てにより個別的な取組みを推進してまいります。

「人権の掲げ! 100%」については、全所域において、事務や施設に人権の視点を取り入れた取組みを掲げ。毎年度、PDC.Aサイクルによって評議・改善を行なう「人権の掲げ! 100% 実行プログラム」を策定し、取組みを進めています。

「人権が尊重されるまち」指標については、本市として進めている施策の進捗がどのようになっているかを市民

に分かりやすく示すため、人権問題の実施・計画の目標達成度がその達成状況等について取りまとめたものを毎年度改訂し、公表しております。平成30年度改訂についても現在改定作業中です。

「人権教育・啓發」及び「人権相談・教諭」については、多様な人権問題に対応する総合的な施策として開設した大阪市人権啓發・相談センターにおいて、市民と協働して一地域に根ざした実効性のある啓發事業を実施することとともに、専門相談員による人権相談窓口を開設し、人権侵害の教訓に向けた効果的な支援を行なっています。

これら「大阪市人権行政推進計画」に基づく取組みについては、市長を本部長とする全庁的組織である人権行政推進本部を活用して全般的に情報の共有を図るとともに、各部局においても、実行プログラムの策定や所属内研修等を通じて職員への周知を行なっているところです。

今後とも「大阪市人権行政推進計画~人権ナビゲーション~」に基づき、「人権が尊重されるまち」をめざして、効果的な事業を展開してまいります。

2 (6) 同和問題は解決の過程にあるものの、同和問題を解決するための人権教育・啓發について、この間、後退している感が拭えないが、「部落差別解消の基盤に関する法律」の成立で、後退傾向に歯止めがかかると思われる。そこで次の4点について明らかにされたい。

市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 市民局 人権啓發・相談センター

③ 学校園における人権教育の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

教育委員会では、大阪市教育委員会「人権教育・啓發推進計画」実施計画に基づき、すべての学校園において、「学校園における人権教育・啓發推進計画」実施計画の作成を「掲示し、人権教育をカリキュラムの中に明確に位置付け、年度末にはその評議も行なっております。集約・評議にあたっては、個別的な人権問題に対する取組状況、教材等も含めて一括評議。必要に応じて指導・助言を行なっております。また、各学校園が、人権教育にかかる世界的な動きや国の動向、このたびの「部落差別解消の基盤に関する法律」を含めた様々な法律の公布・施行、本市の取組等をふまえて作成するよう、作成上の留意点をまとめた「人権教育をすすめるために」を示しております。

今後とも「大阪市人権行政推進計画~人権ナビゲーション~」に基づき、「人権が尊重されるまち」をめざして、効果的な事業を展開してまいります。

④ 平成28年度の人権相談の窓口の実績を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。

市民局 人権啓發・相談センター

人権相談については、人権啓發・相談センターにおいて専門的な知識を備えた専門相談員を配置し、相談者とともに解説方法を考え、適切なアドバイスを行なうほか、相談内容に応じた専門の相談窓口を紹介・連絡するなどの方法で、相談者の自主的解消を支援しています。また、市民の利便性向上のため、区役所等への出張相談も実施しています。

加えて、相談事例の平均相談につなげていくため大阪弁護士会との連携のもと、巡回・弁護士から法的助言を受けることのできる体制を構築しているところです。平成28(2016)年度の相談実績としては、4,120件あり、その内容としては、障がいのある人に開設する相談が多くなっています。

区役所においては、市民にとって身近な人権相談窓口を開設し、人権侵害をはじめとした様々な人権問題について、情報の提供と相談に応じています。

区における平成28(2016)年度の相談実績は200件あり、その内容としては、障がいのある人からの相談をはじめ、DV被害に関するもの、近隣トラブル等。様々な相談が寄せられており、人権に関する様々な問題が重なり合う場合の窓口としての役割も担っています。

今後とも、本市として、相談窓口の市民への周知の徹底化や、相談窓口相互の連携強化、多様化する人権問題に適切に対応していくため各地区相談担当者の人権問題研修やケーススタディの実践を通じた職員のスキルアップを行うなど、相談機能の充実を図ってまいります。

2 (7) 大阪市の就学前教育の実施と進捗状況を明らかにされたい。

こども青少年局 保育・幼児教育センター 教育委員会事務局 指導課 教育活動支援担当 一ひととの子どもの人が、人間に開設する知識を深め、人権感覚を養い、自己の人生をより豊かにするため、実験力を育む人権教育を推進するために、人権尊厳の観点に立った学校教育を推進するとともに、家庭・地域と連携した取組を進めています。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、将来、子どもたちが自立し、その能力と可能性を十分に發揮できるよう、「生きる力」の基礎をはぐくむ保育・教育の推進に努めています。

「白樺感想」とともに、「南の島を大切にする心」や「自然や生命を大切にする心」を育てる中で「問題解決力」をはぐくみ、一人ひとりの人が大切にする保育・教育の充実を図っています。

平成29(2017)年4月に既存施設における保育定期的教育、保育の一環の他の施設に開設する施設の中心的役割を担う「大阪市保育・幼児教育センター」を開設し、公立・民間の保育所、幼稚園等と連携しながら、幼児教育・保育や子育て支援に関する評議・研究を行なうとともに、教職員、保育士等の研修、幼稚園・保育所運営事業等の支援を行なっています。

2 (8) 小中一貫教育の現状と新たな学校としての「義務教育学校」の現状を明らかにされたい。

教育委員会事務局 指導課 教育活動支援担当 教育委員会事務局 指導課 教育政策課 本市では、平成28(2016)年3月に「大阪市小中一貫教育推進プラン」を策定し、各小・中学校が児童・生徒の義務教育1年間にわたる学びと育ちを豊かにしていくために、小・中学校が児童・生徒の発達段階に応じて、学習由と体力面などの一人一人の教育的ニーズに効果的な教育を取り組むこととしています。

2 頁へ続く

各校においては、各中学校区の実情に応じて、年度ごとに「小中連携アクションプラン」を作成します。これは、小中一貫教育の3つの柱「学力向上」「体力向上」「健全世界」の項目について、同じ中学校区の小学校と中学校が、小中連携推進会議等を開催し、当年度の中学校区の課題を明らかにしたうえで、次年度の取組内容を検討して作成するものです。各校ではこのアクションプランに基づいて、中学校区の実情に応じた小中一貫教育を取り組んでいます。

義務教育学校については、平成30(2018)年6月に学校教育法等の一部が改正され、小中一貫教育を行う新たな学校の類型として制度化された学校であり、一人の授教の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を定め、9年間の系統性を保証した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。

移業年齢は6年ですが、転入出する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の特徴となる新教科等の創成や、学年段階別・学校段階別での指導内容の入替等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特徴を設置者の判断で実施することが認められています。

2.(1.0) 団塊の世代の高齢化等により、国民年金受給者や低所得者も増加するため、今後公営住宅の供給がさらに必要になってくると予想される。こういった状況について、明らかにされたい。

市営住宅局 住宅部 連絡課  
本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅専門の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。

その結果、市営住宅の空室戸数は約1万戸と、住宅専門に占める比率は市営住宅でもトップの水準となっております。

今後の空室につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資本として有効活用していくことが重要であると考えております。「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、建物事業等を効率的、効果的に進めてまいりたいと考えております。

2.(1.1) 高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のために、世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。また、死亡して複数回で見落される「隠立死」が増加していることから、地域のつながりに相談窓口を持って孤立しないように、地域に根ざされた広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対応されたい。子どもや障がいのある方など、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる地域社会の実現とそのためのセーフティネットの充実に向けた、施策の方針や今後の中長期の取り組みを明らかにされたい。

福祉局 高齢者施策部高齢宿泊課、高齢者施設部いきがい課、生活福祉部地域福祉課

障がい者施策部障がい者支援課、こども青少年局 子育て支援部管理課子育て支援グループ  
本市では、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37(2051)年を見据え、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して暮らすことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の深化・推進に向けて、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、取組みを進めています。

本市では各区に老人相談センターを設置し、地域の高齢者の方々が、健康で明るい生活を営むために必要な生活相談等のはか、各種教養講座を実施するとともに、趣味、活動、レクリエーションの機会の提供、老人クラブへの援助等を行っています。

また、地域の高齢者が健康づくりや仲間づくりなどを通じて、生きがいと自立した生活を送るために自主活動の場の提供を目的として、おむね小学校校区に1か所、地域高齢者活動拠点施設(老人憩の里)を設置するなど、高齢者のコミュニケーションを強化しています。本市では、平成37(2051)年4月より地域における見守りのネットワークを強化するために、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーや名簿掲示による同意確認を実施する調査員を配置した「見守り相談室」を設置しています。

見守り相談室では、要相談者に対して地域等への個人情報の提供に係る同意を確認し、要相談者は地域の見守り等につなぐとともに、行政と地域が保有する要相談者の情報を契約し、独立死リスクの高い要相談者やセルフマネジメントの状態にある方に対して、福祉専門職のワーカーがおはり強くアウトドアを行い、問題留意、問題機関と連携し、必要な支援につなぐなど、地域の見守り活動の支援、強化に取り組んでいます。

また、ライフライン事業者等が日常業務の中で、孤立死の未然防止に取り組んでいます。

障がい者への支援につきましては、障がい者施策の基本的方向性を示す「大阪市障がい者支援計画」と、障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量とその確保のための方策を定める「大阪市障がい福祉計画」を一括的に策定し、障がいのある人が個人として尊重され、その権利を実現し、持てる力を十分に發揮して社会参加するとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な施策を推進しています。

なお、巡回計画が平成39(2017)年度末に終了することから、現在、次期「大阪市障がい者支援計画」第5期障がい福祉計画・第1期障がい福祉計画)の策定に向け検討を進めています。障がいのある方や学識経験者等で構成する「大阪市障がい者施策推進協議会」においてご議論いただきながら、障がい者施策のより一層の充実に向けて、次期計画を策定してまいります。

今後も計画に基づき、障がいのある人が地域で安心して生活ができる、自立と社会参加の促進が図れる施策を推進してまいります。

本市におきましては、地域における子育て支援を進めため、平成30(2018)年度から平成31(2019)年度を取り組み開始する「大阪市こども・子育て支援計画」に基づき、地域子育て支援拠点事業をはじめ、身近な地域における子育て実践への支援の充実を図っており、今後も計画の実現に向けて取り組みを進めています。

2.(1.2) 団塊和地区的開拓地・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、既所有者だけの地域というイメージを払拭するためにもこのような機会を機に、民間事業等の力を活用するなど工夫を行い「まちの活性化」に取り組んでいただきたい。

都市整備局 住宅部 連絡課

市営住宅については、老朽化が進み、建替えや改善等による更新が必要なストックが存在します。また、高齢化の進行によるコミュニティの活性化等も重要な課題となっています。平成38(2016)年3月に「大阪市市営住宅ストック総合活用計画」を策定したところです。計画では、建替えを基本に、耐震改修や全般的な改善などの手法を活用し、市営住宅ストックの街並みの更新を進めるとともに、予防保全の観点から計画的な改修を実施することとしております。さらに、建替余地活用を活用して質貴な民間住宅や生活利便施設、福祉施設等の導入を図り、周辺地域と一緒に新たなまちづくりを進め、コミュニティの再生と地域のまちづくりへの貢献を図りながら、今後とも多くの市民の方々に支援される「市民住宅」の実現に向け取り組みを進めています。

2.(1.4) 低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっており、大阪市が実施された「子どもの貧困」に関する実態調査結果をもとに、大阪市としてどのような取り組みを進めるのかを明らかにされたい。

こども青少年局 企画部経理・企画課(企画)

大阪市では、こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自らの可能性を追求できる社会をめざし、行政が的確な施策を行うために、正確に現状を把握する必要があります。平成38(2016)年6月から7月にかけて、子どもの生活に関する実態調査を行い、平成39(2017)年3月に詳細な分析結果の報告を受けたところです。

平成38(2016)年度は、平成38(2016)年9月に公表した実態調査の実績値に基づき、先行的な取組みとして、学習習慣の定着や子どもの居場所づくりなどに取り組んでいます。

今後、平成39(2018)年度からの本格的な取組みに向かって、実態調査により明らかとなった課題をはじめとして、他の統計データ等の分析も踏まえ、こどもの貧困対策推進本部会議において重点的に取り組むべき課題を確認し、対応方針と具体的施策について検討してまいります。

2.(1.5) 幼児及び児童虐待の実態と等々増加している現状に係る課題と対策について明らかにされたい。また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。

こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 こども相談センター

大阪市における児童虐待にかかる相談、虐待の件数は年々増加しておりますが、これは虐待防止への意識が広がり豫防が増えていくことも原因のひとつと考えております。昨今はこどもの面でのDVが心理的虐待にあたるとして、警察等からの通告も増えている状況です。

児童虐待対策について、これまでにもこども相談センター(児童相談所)と各区保健福祉センター、地域の開拓機関等の連携により、発生予防、早期発見、早期対応に取り組んでいるところであります。また、保護児童をとりまと状況は複雑・多様化しており、様々なケースへの対応にあたり、相談体制を充実し、相談の過程において児童虐待を予防し、個々の状況に応じた適切な支援につなげていくことが重要と考えております。

こども相談センター(児童相談所)では「児童虐待ホットライン」を設置し、24時間、365日児童虐待相談に対応し、虐待の早期発見や支援に努めています。加えて、施設等から家庭を取り扱う児童の家族相談支援体制を整備し、虐待の再発防止に努めているところです。また、増加する児童虐待相談に迅速に対応できる

よう、平成28(2016)年10月2か所目の児童相談所を市内南部(平野区)に開設しました。今後、市内北部に3か所目の児童相談所設置に向けて計画を進めています。

また、各区においては、区域連携児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るよう取り組むとともに、こどもに開拓する機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行なうことで、さらには、支援が必要な家庭を確実に把握するため、妊娠、子育て中の保護者に対する相談窓口の開設を行なうとともに、地域住民やこどもに開拓する機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動にも取り組んでいるところです。

大阪府警とは平成29(2017)年2月に情報収集に関する協定書を締結し、虐待再発防止に向けて情報共有を行っています。大阪府とは、虐待を行った保護者へのグループカウンセリング事業や加害治療プログラムの共同実施を行っています。

2.(1.6) 特機児童の現状と待機児童解消に向けた今後の対策について明らかにされたい。また、「認定こども園」へ移行の現状と、待機児童解消への方策となっているのかを明らかにされたい。

こども青少年局 保育施設部 保育企画課

本市の平成29(2017)年4月時点の待機児童は325人となっています。本市では、待機児童解消を市の最重要施策のひとつに位置づけ、保育所等の整備により、保育が必要なすべての児童の入所枠確保に努めています。また、待機児童解消のためには保育人材確保も重要であり、全国的に保育士不足が深刻な状況を踏まえ、各種の保育人材確保事業も実施しています。

市内の認定こども園は、平成27(2015)年度では31施設、平成28(2016)年度では39施設、平成29(2017)年4月時点での認定こども園も順次行なうとともに、幼稚園等による見守りを実施するなど、認定こども園への移行促進に努めています。

2.(1.7) 「いじめ防止対策推進法」が施行されて4年が経過したが、その後の指導と対策について明らかにされたい。また、スクールカウンセラーソーシャルワーカーの活用効果を明らかにするとともに、充実に努められたい。子どもの生命や安全が損なわれるような事件や事故が発生している現状を踏まえて、安全管理により一層、力を入れていただきたい。

教育委員会企画事務局企画部、教育活動支援担当 こども青少年局 こども相談センター 教育相談担当

大阪市では、本市のこれまでの取組を踏まえ、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき策定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の主旨に沿いながら、「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため」に「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳・愛を守るために～」を策定いたしました。

教育委員会としましては、本方針に基づき、「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」を最優先し、「いじめ問題への対策を進めよう、各校への指導を徹底しております。また、平成29(2017)年度より、5月の大規模休明けの最初の月曜日を「いじめについて考える日」と設定し、大阪市立小中高等学校においていじめ問題についての取組の充実に努めています。

子どもたちの安全確保の推進につきましては、各校において「学校安全計画」を策定し、計画的に安全教育を実施するなど安全管理に努めようとしております。あわせて、「警備及び防災の計画」及び「学校安全管理マニュアル」を作成し、各校の実態に応じた安全管理体制の確立に取り組むよう指示しております。さらに、教育委員会事務局の指導部門にて実際の取組を監視しております。

また、各校園において、子どもの安全にかかる情報については、大阪府警察本部との連携のもと「安家ちメール」を使用した情報配信を活用するとともに、地域の見守り隊、区役所の地域安全対策課員(安全パトロール隊)等との連携を一層強化し、地域全体で子どもを見守る体制の充実に努めています。さらに、学年年の児童が犯罪の被害者になりやすくなることから、各校園で隔離警察署や少年サポートセンター等と連携し、より具体的な状況や場面を想定した防犯教育等を実施するとともに、「通学路安全マップ」等を作成するなど、万が一の場合に対応するための指導の徹底を行っております。

今後とも、問題箇所や問題諸問題との連携、協力体制の充実に努め、子どもの安全確保、被害の未然防止に努めています。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、平成29(2017)年度は、平成28(2016)年度から2名現職の10名を拠点校に配置し、いじめ・不登校・児童虐待等の早期発見・対応に効果的に活用できるよう、各校園からの要請に応じた速やかな派遣相談・支援に努めおり、今後、さらなる人材の確保に努めたいと考えております。

スクールカウンセラーソーシャルワーカーにつきましては、いじめや不登校等の子どもの問題行動や早期発見のための対策を進めよう、各校への指導を徹底しております。また、平成29(2017)年度より、5月の大規模休明けの最初の月曜日を「いじめについて考える日」と設定し、大阪市立小中高等学校においていじめ問題についての取組の充実に努めています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。

2.(2.2) L G B Tに関する大阪市の考え方や取り組みについて明らかにされたい。また、L G B Tの性的マイノリティについて、平成27(2015)年度は全中学校130校と一部の小学校にそれぞれ配置。巡回を行なう地域における方 ウンセリング機能の一層の充実を行なっています。